

市民活動推進委員会委員を募集

市民活動推進委員会委員を募集

市民活動推進の各施策の具体的な内容の検討や市民協働事業の評価などを行う市民活動推進委員会の委員を募集します。

市民協働事業とは、環境・福祉・災害救援・地域安全・まちづくりなどの地域課題に対して、市民活動団体やNPOなどが、市と協働で公共的なサービスを提供する「新しい公共」を創造する方法です。同委員会はこれまで、きらめき補助金(市

課(土・日曜日は市民課)、スポーツセンター、中央公民館、各地区センター、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、図書館(市ホームページ)からダウンロード可)▼その他 詳細は受験案内参照

民活動応援補助金)や市民提案型協働事業の制度創設をはじめ、市民活動に関する市への答申などをしてきました。社会で重要な役割を担う市民活動が、より活発化する方法を一緒に考えませんか。

▼委嘱期間 9月1日から2年間▼会議 年4回程度▼応募資格 市民活動の推進・市民協働に関心のある方▼募集人員 6人以内(抽選)▼報酬 会議1回につき8400円▼申込先 市民協働課、中央公民館、各地区センター、市民活動センターあやせにある応募用紙か任意の用紙に氏名・住所・連絡先・性別を記載し、8月14日までに同課へ☎70・5701、✉ayasesc@city.ayase.kanagawa.jpから直接



市職員(保育士・行政・消防)募集

市職員(保育士・行政・消防)募集

▼試験区分など 表のとおり▼第1次試験日 9月22日(日)▼会場 市役所会議室他▼採用予定人数 若干名▼採用予定時期 来年4月以降▼申込期間 8月15日(土)～23日(金)▼方法 市ホームページから電子申請、簡易書留か直接▼受験案内・申込書配布 職員



試験区分(レベル)	受験資格
保育士(短大卒程度)	昭和58年4月2日以降生まれで、保育士の資格を持つか来年3月末までに資格取得見込みの方
行政(短大卒程度)	平成4年4月2日～平成6年4月1日生まれで、学校教育法に規定する短大を卒業(来年3月末までに卒業見込みを含む)か同程度の資格を持つ方
消防(短大卒程度)	次の条件を全て満たす方 ①平成元年4月2日～平成6年4月1日生まれで、学校教育法に規定する短大を卒業(来年3月末までに卒業見込みを含む)か同程度の資格を持つ方 ②視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上で一眼でそれぞれ0.3以上であること ③赤・青・黄色の色彩の識別ができること ④聴力正常であること
消防(高校卒程度)	次の条件を全て満たす方 ①平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれで、学校教育法に規定する高校を卒業(来年3月末までに卒業見込みを含む)か同程度の資格を持つ方 ②視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上で一眼でそれぞれ0.3以上であること ③赤・青・黄色の色彩の識別ができること ④聴力正常であること

情報公開・個人情報保護

情報公開課 ☎70・5631

情報公開制度

行政活動の透明性を高め、開かれた市政を推進するため、市が保有する行政情報(個人情報などを除く文書ほか)を請求に応じて公開しています。

公開請求の方法

請求する行政情報を管理している課などに次の事項を記載した請求書を出してください。

- ・氏名か名称と、住所か事務所の所在地。法人その他の団体は、代表者の氏名
- ・請求する行政情報を特定するための必要事項
- ・公開の方法

公開決定と方法

請求書が提出された課などでは、提出があった日の翌日から数えて14日以内に公開(一部公開を含む)するかしない旨を決定し、請求者に通知します。公開を決定した場合は、原則として原本により公開しますが、写しなどが必要な場合、費用は請求者が負担します。写しの作成に要する費用は、A4判で1面につき10円です。

実績

昨年度の公開請求は21件(市長14件、教育委員会7件)で、公開が19件(うち一部公開9件)でした。情

個人情報保護制度

報公開コーナーでは、行政資料の閲覧、市刊行物の有償頒布を行っていますので利用してください。

個人の権利利益を保護し、公正で民主的な市政を推進するため、市が保有する個人情報の取り扱いについて具体的なルールを定めています。これにより、市が保有する自分の個人情報の開示・訂正・利用停止を請求することができます。

市のルール

市個人情報保護条例では、市が保有する個人情報

について適正に取り扱うルールを次のように定めています。

- ① 個人情報収集するとき は、原則として本人から収集する
- ② 個人情報を保有するとき は、あらかじめ利用目的を明確にし、必要な範囲を超えて、個人情報を保有しない
- ③ 思想、信条や社会的差別の原因となる恐れのある 個人情報は、原則として 収集しない
- ④ 原則として、個人情報を 本来の利用目的以外の目的には利用・提供しない
- ⑤ 市が取り扱う個人情報の 事務を記録した個人情報 取扱事務登録簿を公表する
- ⑥ 職員や受託事業者が不正 な利益を図る目的で個人 情報を提供・盗用した場

市民が請求できること

市が保有する自己の情報について、次の請求(開示・訂正・利用停止)をすることができます。

- ① 開示
- ② 誤りがあるときは、その訂正
- ③ 条例に適合しない不適正 な取り扱いをされているときは、その利用停止

実績

昨年度の開示請求は4件で、開示が4件(うち一部開示2件)でした。訂正・利用停止の請求はありませんでした。

今後個人情報の適正な取り扱いを徹底していきます。

児童扶養手当など

利用者は年1回の届け出を

児童扶養手当課 ☎70・5664

子育てを支援する次の制度を利用していただく場合、継続して利用する資格があるか審査するため、年1回の届け出が必要です。届け出をしないと手当や助成を受けられなくなります。対象者は、子育て支援課へ直接届け出てください。

児童扶養手当(現況届)

▼対象 児童扶養手当(ひとり親家庭の方への手

特別児童扶養手当(所得状況届)

▼対象 特別児童扶養手当を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)

ひとり親家庭等医療証(現況届)

▼対象 ひとり親家庭等福祉医療証を受けている方
▼期間 8月12日～9月10日
▼持ち物 印鑑、医療証、健康保険証(カードの場合)

は対象者全員分)、今年1月2日以降に転入した方は25年度所得課税証明書▼その他 児童扶養手当の現況届け出を省略できます